

独立行政法人 水資源機構 分任契約職
木曾川上流ダム総合管理所長 犬童 眞二
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 岩屋ダム流木止設備外点検業務
- 2 履 行 場 所 岐阜県下呂市金山町卯野原地内 岩屋ダム貯水池
- 3 履 行 期 間 契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで
- 4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得書等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見積参加要件 ①別添、仕様書のとおり施行が可能である者。
②当機構における一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、物品製造等の業種区分「設備の保守・点検管理」の認定を受けており、かつ、営業品目「管理用機械設備(係船設備等)」に登録していること。
- 3 見 積 書 等
 - 1)様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
 - 2)提出方法 FAXによる。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
なお、FAXに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)による。
 - 3)提出期限 令和 8 年 3 月 9 日 12:00 まで
 - 4)提 出 先 独立行政法人 水資源機構 木曾川上流ダム総合管理所
TEL 0573-25-5295 FAX 0573-25-9221
 - 5)質 問 書 令和 8 年 3 月 2 日 12:00 まで
提出期限 ※質問の回答については、翌日12:00までにHPに掲載します。
 - 6)見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和7年 月 日12:00までとします。
 - 7)そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。
- 4 見 積 結 果 見積結果については、**契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知**します。
- 5 そ の 他
 - 1)契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
 - 2)請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
 - 3)最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。
 - 4)契約書については、別添の請書によるものとします。

岩屋ダム流木止設備外点検業務

仕様書

令和8年2月

独立行政法人 水資源機構
木曾川上流ダム総合管理所

第1章 総則

第1節 総則

1-1 適用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構木曾川上流ダム総合管理所（以下「機構」という。）が施行する「岩屋ダム流木止設備外点検業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

第2節 業務内容

2-1 業務概要

本業務は、岩屋ダムに設置されている流木止設備及び係船設備の機能を正常に維持し、円滑な運用を図るため、点検を行うものである。

2-2 履行場所

岐阜県下呂市金山町卯野原地内 岩屋ダム貯水池

2-3 履行期間

履行期間は、契約締結の翌日から令和8年3月31日までとする。

2-4 履行範囲

本業務の履行範囲は、次の設備の点検、簡易な調整、給油脂、清掃及び管理運転までの一切とする。

設備名	名称	数量	点検内容
流木止設備	網場本体	1式	網場本体（メインロープ、ネット、フロート、錘など）、センター浮標、アンカーの点検
	通船ゲート	1式	通船ゲート（扉体、主枠、駆動部、制御部、ネット、フロートなど）の点検
係船設備	本体	1式	本体（本体フレーム、浮棧橋フレーム、フロート、係留装置）の点検

第3節 提出図書

提出図書の部数及び提出時期は以下によるものとする。

- (1) 作業計画書（PDFデータまたは紙） 1部（現地作業前）
- (2) 点検報告書（写真を含む） 1部（業務完了時）

第4節 支給材料

本業務において次のものを無償支給する。

- (1) 設備の運転操作に必要な電力
- (2) 業務に必要な低圧電力（ただし、引渡し可能な場所に限る）

第5節 貸与図書

本業務において、受注者からの申し出により、次の資料を貸与する。

- (1) 過去の点検報告書
- (2) その他担当職員が必要と認めたもの

第6節 貸付建設機械等

受注者に貸し付ける貸付建設機械（船舶）は、次表に示すとおりである。

なお、貸付建設機械（船舶）の取扱いにあたっては、岩屋ダムが別に定める「岩屋ダム船舶等に関する貸付要領（令和7年4月版）」によるものとする。

1. 貸付建設機械（船舶）

名称	型式	規格	単位	数量	貸付期間	使用目的
作業船	FRP 船	全長：5.56m, 幅：1.92m, 深さ：0.73m、 船外機(40PS)	艘	1	現場作業期間	点検
巡視船	FRP 船	全長：5.75m, 幅：2.08m, 深さ：1.05m、 船外機(50PS)	艘	1	現場作業期間	点検

2. 貸付場所等及び期間

- (1) 貸付及び返却の場所：岐阜県下呂市金山町卯野原地内
- (2) 貸付する期間：現場作業期間
- (3) その他：燃料は機構が無償で支給する。

第7節 異常発見時の対応

履行中に異常を発見した場合は、直ちに担当職員へ状況を報告するものとし、その状況、処置及び状況写真を点検報告書に添付するものとする。

なお、早急な処置が必要な場合は、担当職員の指示により対応を要請する場合がある。この場合、これらに要する費用を設計変更の対象とする。

第8節 設計変更等

履行内容に変更が生じた場合は、発注者又は受注者の発議による協議のうえ、

設計変更ならびに請負代金額の変更を行うことができるものとする。

第9節 点検中の安全確保

受注者は、点検作業中の危険、損失、障害等を防止するために必要な表示、現場立入規制等を設け、作業関係者に周知徹底させるとともに、安全作業のために必要な施設を設置し、保安、防災、衛生等の現場管理を行わなければならない。

第10節 設備の操作

本業務に伴う当該設備の操作については、受注者により行うものとする。

なお、操作を行う場合は、誤操作のないよう十分注意するものとする。

第11節 情報の漏洩、窃用等の対策

受注者は、業務の履行のため、パソコン等の情報機器を使用するにあたり情報の漏洩、窃用等の対策をとらなければならない。対策については、個人情報保護法、情報セキュリティ関連法令等に準拠しなければならない。

また、水資源機構情報セキュリティポリシーの入手が必要な場合は、担当職員に提示を依頼するものとする。

第12節 暴力団関係業者の排除に関する協力

受注者は、業務の履行に際して、暴力団等からのあらゆる不当介入、不当要求または業務妨害に対し断固としてこれを拒否し、また、不当介入を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに警察に通報し、捜査上必要な協力を行わなければならない。また、担当職員等とも連絡を密にとり工程等被害が生じた場合は、協議するものとする。

第13節 疑義等

仕様書等について疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ決定するものとする。

第2章 点 検

第1節 主要仕様

本業務対象設備の主要仕様は、別紙-1「点検対象設備仕様一覧表」に示すとおりである。

第2節 点検

2-1 点検

点検は、流木止設備及び係船設備の機能維持、信頼性確保および軽微な機能回復を目的として、設備全体の機能を確認するものとする。

2-2 一般事項

1. 点検は、別紙-2「点検チェックシート」に基づき行うものとする。なお、点検チェックシートに不備等がある場合は、受注者の方で適宜修正を行うものとする。
2. 点検に必要な船舶については、機構が所有している船舶を使用することができる。
3. 操船は受注者にて行うものとし、操船者は、必要な資格（小型船舶操縦免許）保有者によるものとする。なお、履行にあたり、操船者の資格証等の写しを作業計画書に添付するものとする。
4. 水上、水際での作業については、必ず救命胴衣（ライフジャケット）を着用するものとする。
5. 点検は、陸上、船上及び通船ゲートデッキ部からの点検を想定している。なお、水中作業での点検を阻むものではない。
6. 点検に必要な器具、消耗部品および資機材等は、すべて受注者の負担とする。
7. 点検により確認された不適合箇所のうち、調整または予備品交換等の簡易な補修等は、本業務に含むものとする。部品の交換等が必要と思われる不具合等については、担当者に報告するとともに不具合内容、対策案等を点検報告書に記載するものとする。

2-3 網場本体点検

1. 網場本体の点検は、目視点検を行うものとする。なお、ネットの小規模な破れなど、軽微な補修については、本業務に含むものとする。
2. センター浮標の点検は、浮標全体の劣化状態、内部気密状態（目視）、センター浮標の係留ワイヤーの劣化状態（水面付近のみ）について点検を行うものとする。

2-4 通船ゲート点検

1. 通船ゲートの点検は、水上からの目視による点検、動作確認及び測定器具等を用

いた運転測定などを行うものとする。

2. 点検作業の開始時および終了時には、設備状態が点検作業前後で問題のないことを確認するものとする。

2-5 係船設備点検

1. 係船設備の点検は、水上からの目視点検を行うものとする。なお、軽微な補修については、本業務に含むものとする。

－ 以 上 －

岩屋ダム流木止設備外点検業務

図面

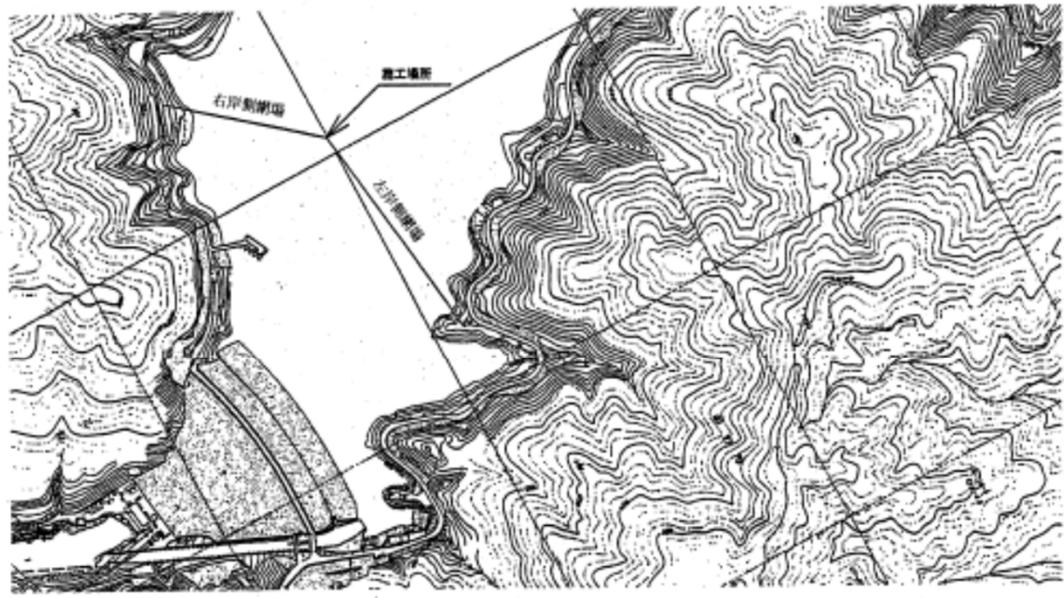
令和8年2月

独立行政法人 水資源機構
木曾川上流ダム総合管理所

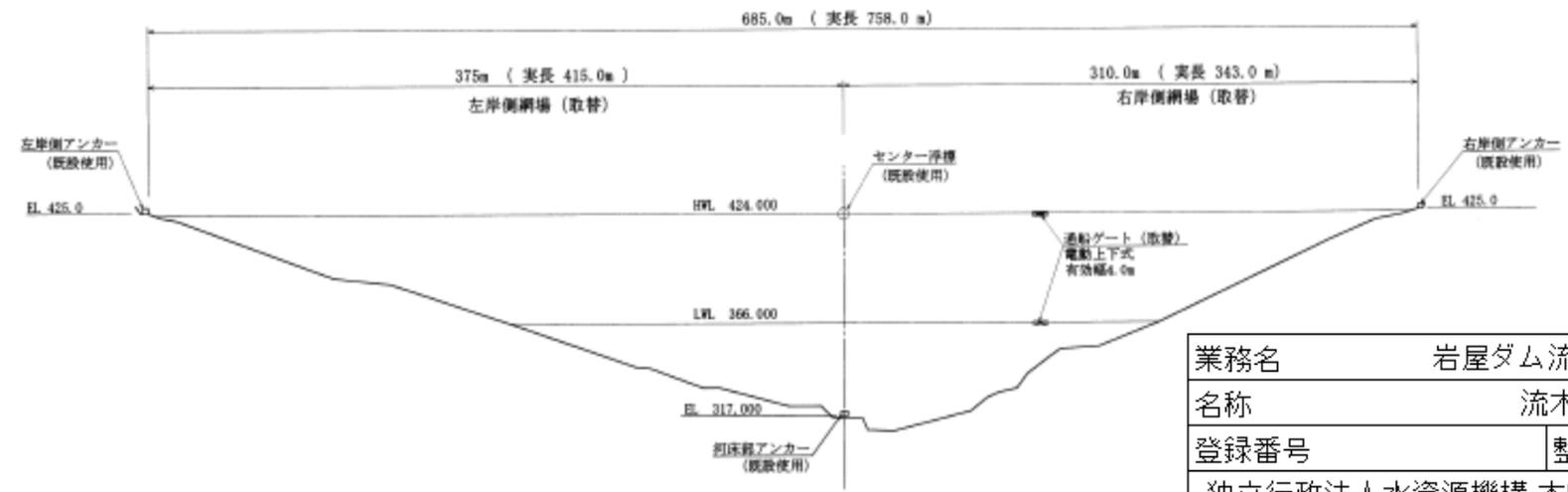
図面 目録

番号	図面名称	整理番号
1	流木止設備位置図	別図1
2	網場本体構造図	別図2
3	通船ゲート構造図	別図3
4	係船設備構造図	別図4

取付位置図

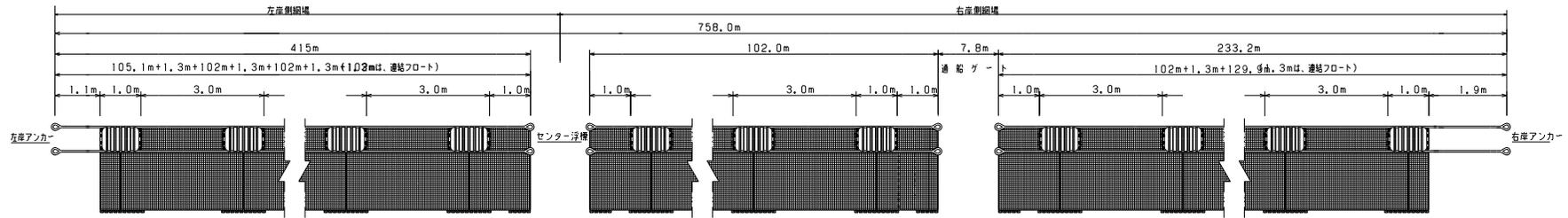


岩屋ダム網場設置位置横断面図

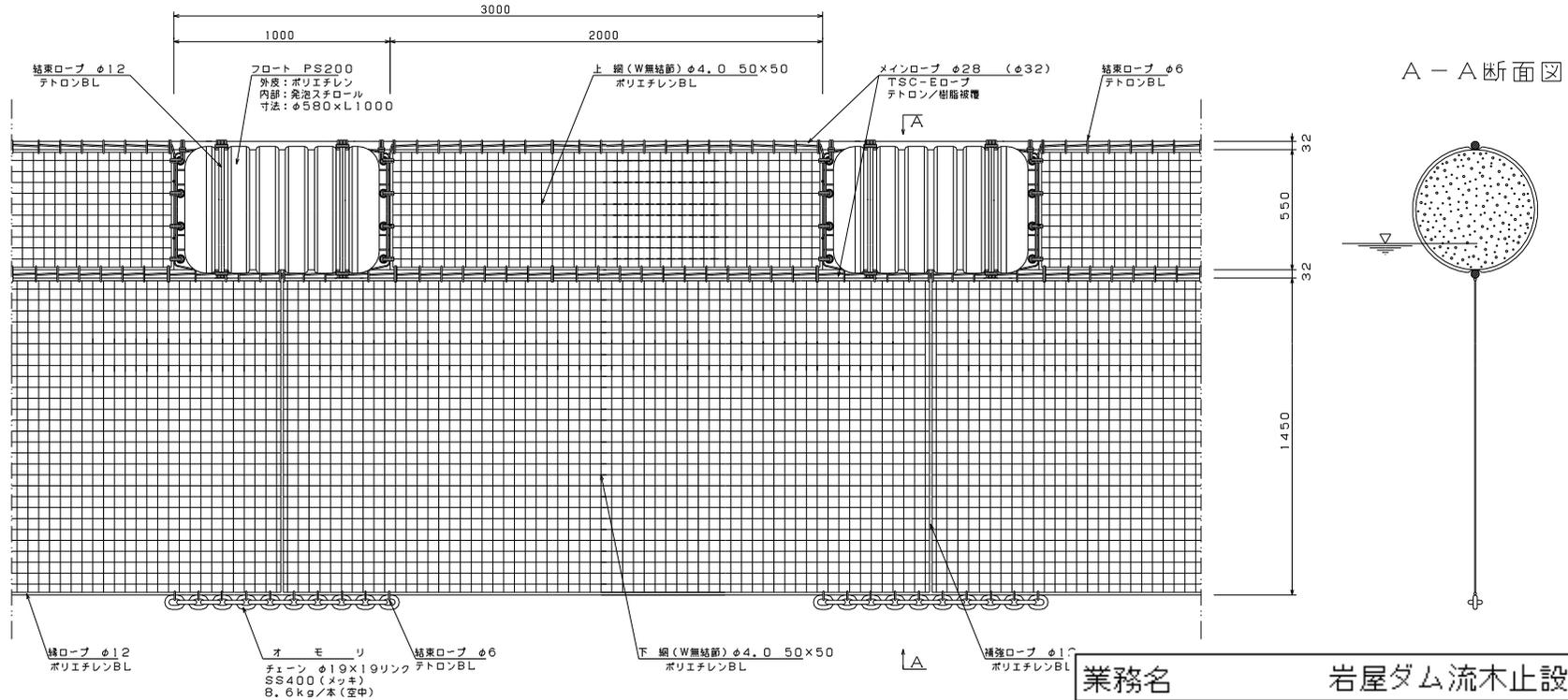


業務名	岩屋ダム流木止設備外点検業務		
名称	流木止設備位置図		
登録番号	整理番号	別図 1	
独立行政法人水資源機構 木曾川上流ダム総合管理所			

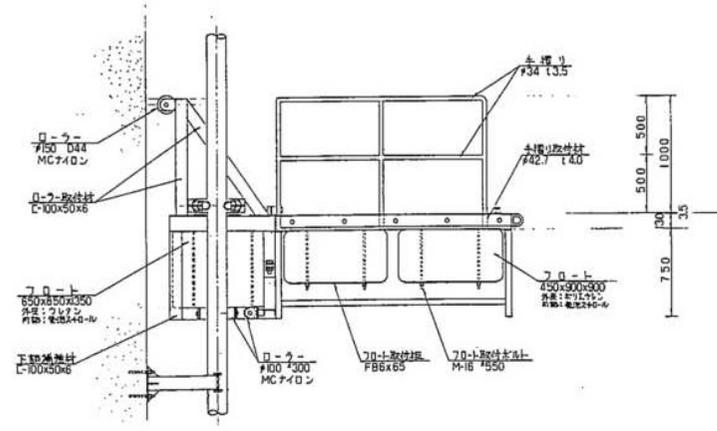
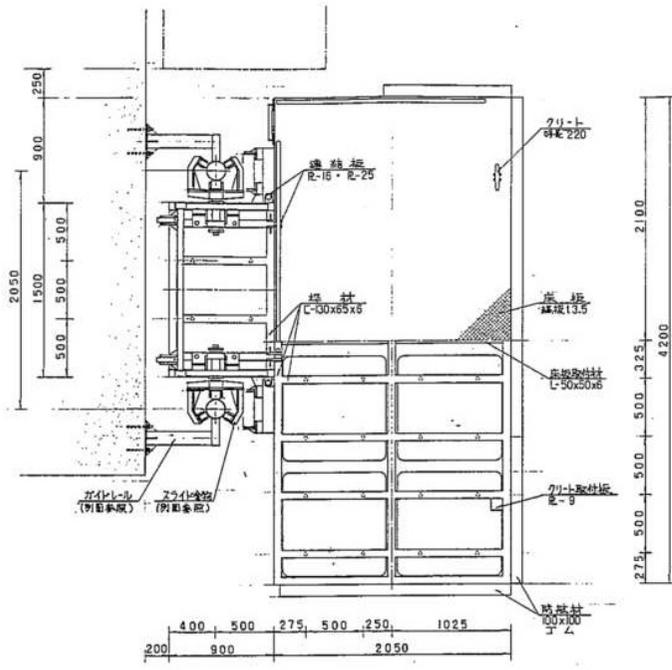
網場図割振図



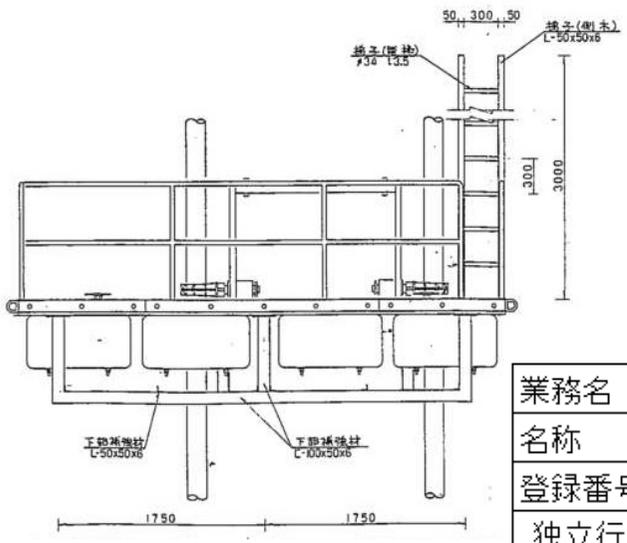
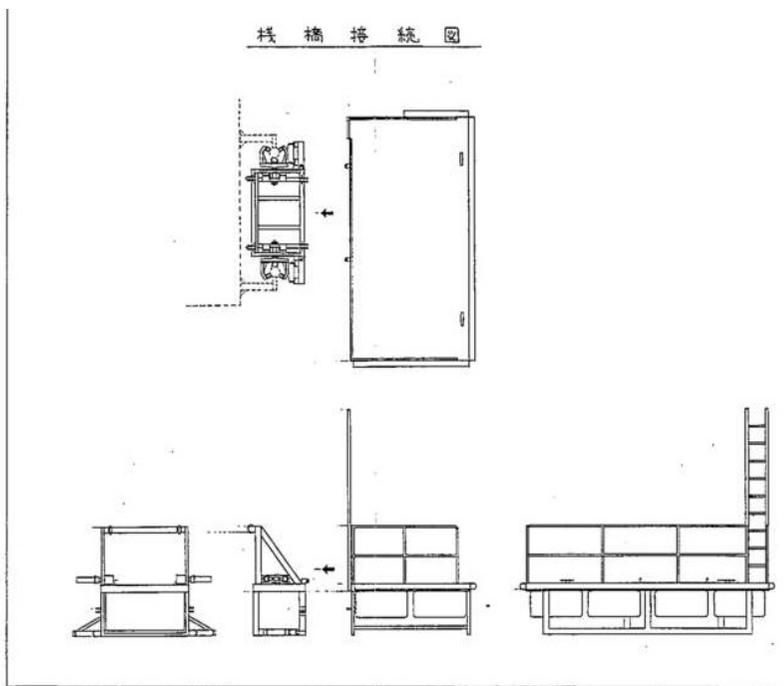
網場組立図



業務名	岩屋ダム流木止設備外点検業務		
名称	網場本体構造図		
登録番号	整理番号	別図 2	
独立行政法人水資源機構 木曾川上流ダム総合管理所			



棧橋接続図



業務名	岩屋ダム流木止設備外点検業務		
名称	係船設備構造図		
登録番号	整理番号	別図 4	
独立行政法人水資源機構 木曾川上流ダム総合管理所			

点検対象設備仕様一覧表

設備の名称		流木止設備
名 称		網場、通船ゲート
場 所	水系名・河川名	木曾川水系 馬瀬川
	地 名	岐阜県下呂市金山町卯野原及び乙原地内
完成年月		平成15年1月
数 量		1条
網 場	メインロープ	テトロンロープ φ28(32)mm 750m×2
	結束ロープ	テトロンロープ φ6mm 8,655m φ12mm 1,934m
	上 網	ポリエチレン無結節網 50mm×50mm
		φ4mm 550mm×2,000mm×253枚
	下 網	ポリエチレン無結節網 50mm×50mm
		φ4mm 1,450mm×12,000mm×72枚
	バランス	SS400 呼19 19リンク×254個
フロート	ポリエチレン+スチロール製 φ580mm×1,000mm×248個	
通 船 ゲ ー ト	形 式	電動スライドゲート
	幅×有効水深	幅4,000mm×有効水深1,500mm
	出 力	太陽電池 DC12V 55W
	操作方式	無線、機側及び手動操作
	電気設備	機側操作盤
附 属 設 備	手動操作ハンドル1本	
	無線（リモコン）装置 1式	
備 考		
網場本体、通船ゲートについては、平成15年1月に更新 その他、センター浮標、アンカー（基礎）は、完成当初のものを使用		

点検チェックシート

別紙-2

施設名		岩屋ダム		稼働形態		待機系	
設備名		網場本体		号機名		号機	
サブシステム名		網場本体		点検実施年月日		点検実施者	
装置区分		点検		点検実施状況			
				定期点検		備考	
				年点検			
点検内容		点検方法		判定	測定値		
網場	フロート	損傷、劣化	目視				
		内部浸透の有無	目視				
	メインロープ	損傷、劣化	目視				
	上網	損傷、劣化	目視				
	下網	損傷、劣化	目視				
	結束ロープ	損傷、劣化	目視				
	オモリ	損傷、劣化、破損	目視				
センター浮標	浮標本体	損傷、劣化	目視				
		内部浸透の有無	目視				
	係留ロープ	損傷、断線	目視				
アンカー	全般	異常の有無	目視				
	ブロック	亀裂、風化の有無	目視				
	金物	損傷、変形の有無	目視				

- 注) 1. 点検結果の判定は、次による。V: 正常、△: 経過観察または要精密点検、×: 異常
 2. 点検が実施できなかった場合は/を記入する。
 3. 測定、計測を行ったものは数値を記入する。

特記事項:

点検チェックシート

別紙-2

施設名	岩屋ダム		稼働形態	待機系	
設備名	通船ゲート	号機名		号機	
システム名	通船ゲート	点検実施年月日	点検実施者		
装置区分	点検		点検実施状況		備考
	点検内容	点検方法	定期点検		
			判定	測定値	
年点検	判定	測定値	備考		
全般	外観	目視			
	清掃状態	目視			
	ボルト取付状態	目視			
扉体	損傷の有無	目視			
戸当り枠材	損傷の有無	目視			
巻上機	電動動作確認	動作確認			
	手動動作確認	動作確認			
	異音、振動の有無	目視			
シーブ	回転状態	目視			
ワイヤロープ	損傷、変形の有無	目視			
	摩耗の有無	目視			
無線操作	動作確認	目視			
蓄電池 (バッテリー)	清掃状態	清掃			
	電圧 (V)	測定		停止時 開中 閉中	
	過負荷電流 (A)	測定		停止時 開中 閉中	
回転灯	動作確認	動作確認			
リミットスイッチ	動作確認	動作確認			
制御盤	端子締付状態	増縮			
	端子台腐食	目視			
太陽電池	清掃状態	清掃			
	損傷の有無	目視			
	太陽電池出力電圧 (V)	測定		停止時 開中 閉中	
	太陽電池出力電流 (A)	測定		停止時 開中 閉中	
デッキ	損傷	目視			

- 注) 1. 点検結果の判定は、次による。V：正常、△：経過観察または要精密点検、×：異常
 2. 点検が実施できなかった場合は/を記入する。
 3. 測定、計測を行ったものは数値を記入する。

特記事項：

請 書

- 1 件 名 岩屋ダム流木止設備外点検業務
- 2 場 所 岐阜県下呂市金山町卯野原地内 岩屋ダム貯水池
- 3 期 間 自 令和 年 月 日
至 令和 8年 3月31日
- 4 請負代金額 ￥

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥)

上記の施行をお請けするについては、別添の条項によって信義に従って誠実にこれを履行します。

令和 年 月 日

受 注 者

独立行政法人水資源機構 分任契約職
木曽川上流ダム総合管理所長 犬童 眞二 殿

契 約 条 項

第1条 受注者は、別冊の仕様書及び図面並びに表記の事項に基づき、この契約を履行しなければならない。

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、独立行政法人水資源機構（以下「発注者」という。）の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2 受注者がこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

3 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

第3条 受注者は、履行内容の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

第4条 この契約の履行内容が第1条の図面又は仕様書に適合しない場合において、発注者がその改造を請求したときは、受注者は、これに従わなければならない。

第5条 受注者は、この契約の履行が完了したときは、その旨を書面をもって発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して14日以内に受注者の立会いのうえ、完成を確認するための検査を完了するものとする。

3 発注者は、前項の検査によって完成を確認した後、受注者が書面をもって引渡しを申し出たときは、直ちに当該目的物の引渡しを受けるものとする。

4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、請負代金の支払いの完了と同時に当該目的物の引渡しを求めることができる。この場合においては、受注者は、直ちにその引渡しをしなければならない。

5 受注者が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を履行の完了とみなして、前4項の規定を適用する。

第6条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、書面をもって請負代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して40日以内に請負代金を支払うものとする。

第7条 受注者の責めに帰すべき事由により、表記の期間内に完成しないときは、発注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号。以下「債権管理法施行令」という。）第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額を損害金として受注者から徴収する。

2 発注者の責めに帰すべき事由により、第6条第2項の規定による請負代金の支払いが遅れたときは、受注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額を遅延利息として発注者に請求することができる。

第8条 受注者の責めに帰すべき事由により、この契約を解除したときは、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第9条 発注者の責めに帰すべき事由により、この契約を解除したときは、受注者は、既済部分に対する対価を申し受けることとし、別途損害があるときは発注者と受注者とが協議のうえ、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

第10条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをい

い、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の規定する違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、債権管理法施行令第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第11条 受注者が、業務を実施するに当たり、受注者は、発注者から預託された個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。)をいう。以下同じ。)について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

一 発注者から預託された個人情報を第三者に提供し、又はその内容を知らせること。(業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合を含む。また、第三者が受注者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。)

二 発注者から預託された個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

3 受注者は、発注者から預託された個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 受注者は、発注者から、預託された個人情報の取扱いの状況について報告を求められ

た場合は、直ちに報告しなければならない。また、受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

- 5 発注者は、本契約に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。また、発注者は、その目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本契約の処理に関して必要な指示をすることができる。
- 6 受注者は、発注者から預託された個人情報を、業務終了後、廃止後又は解除後直ちに発注者に返還又は廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 7 受注者は、発注者から預託された個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 8 発注者は、受注者が第1項から前項までのいずれかに違反していると認められるときは、契約を解除することができる。
- 9 受注者は、前項の規定により、発注者が契約を解除した場合において、発注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(専属的合意管轄)

第12条 発注者及び受注者は、この契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、訴訟物の価額に従い〔中津川〕簡易裁判所又は〔岐阜〕地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第13条 この契約に定めない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定める。

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職

木曾川上流ダム総合管理所長 犬童 眞二 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和8年2月24日に交付された「岩屋ダム流木止設備外点検業務」の見積
依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値		
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただき番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-		123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$123+4=127$
 $127 \div 2 \text{者} = 63 \text{ 余り } 1$
 ・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、△△組が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-		123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$123+4+1=128$
 $128 \div 3 \text{者} = 42 \text{ 余り } 2$
 ・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、◎◎工業が契約の相手方となる。